

五香南町会「掲示板」「回覧物」「ホームページ」に関する内規

(目 的)

五香南町会は、町会会員への情報伝達、周知を図ることを主とし、町会活動の円滑な運営、公共の福祉及び町会の発展を推進することを目的として、「掲示板」「回覧物」「ホームページ」の利用に関する内規を定めるものとする。

1 「掲示板」「回覧」「ホームページ」の利用

(1) 「掲示板」の利用について

広く町会行事、活動の伝達又は公共機関等からのポスター類、情報等に係る周知を図ることを目的とする場合に利用するものとし、私的又は無断で掲示を行わないものとする。

(2) 「回覧」の利用について

回覧文書類として、町会会員の各戸に情報の周知、伝達を図ることを目的とする場合に利用するものとする。この場合、町会用又は承認されたバインダーを使用するものとする。

(3) 「ホームページ」の利用について

広く町会行事、活動の伝達又は情報等に係る周知を図ることを目的とする場合に利用するものとし、私的または無断で掲載を行わないものとする。

2. 次に掲げるものについては、会長及び担当副会長より、速やかに総務部又は組長・班長を通じて「掲示」又は「回覧」するものとする。

(1) 町会発信文書類

(2) 国、県、市等の行政機関からの発信文書類

(3) 警察署・消防署・自衛隊からの発信文書類

(4) 公共学校（P T Aを含む）からの発信文書類

(5) 社会福祉協議会等の公的又は準じる団体からの発信文書類

3. その他の「掲示」「回覧」又は「ホームページ」について

(1) 他の団体、グループ、業者からの「提示」「回覧」「ホームページ」の依頼については、都度、正副会長部長会議（「審議会」という。）又は役員会の承認を得るものとする。

(2) 会長及び担当副会長より、上掲2のものに準ずるものと判断し、「掲示」「回覧」の利用について承認した場合は、直後の役員会に報告するものとする。

4. 「町会発信文書類」以外の掲示・回覧物については、担当副会長又は総務部確認の「五香南町会」印を押印するものとする。

5. 「町会発信文書類」以外は、「ホームページ」を利用できないものとする

6. 本内規に定めなき事項については、役員会で協議、決定し総会の承認を得るものとする